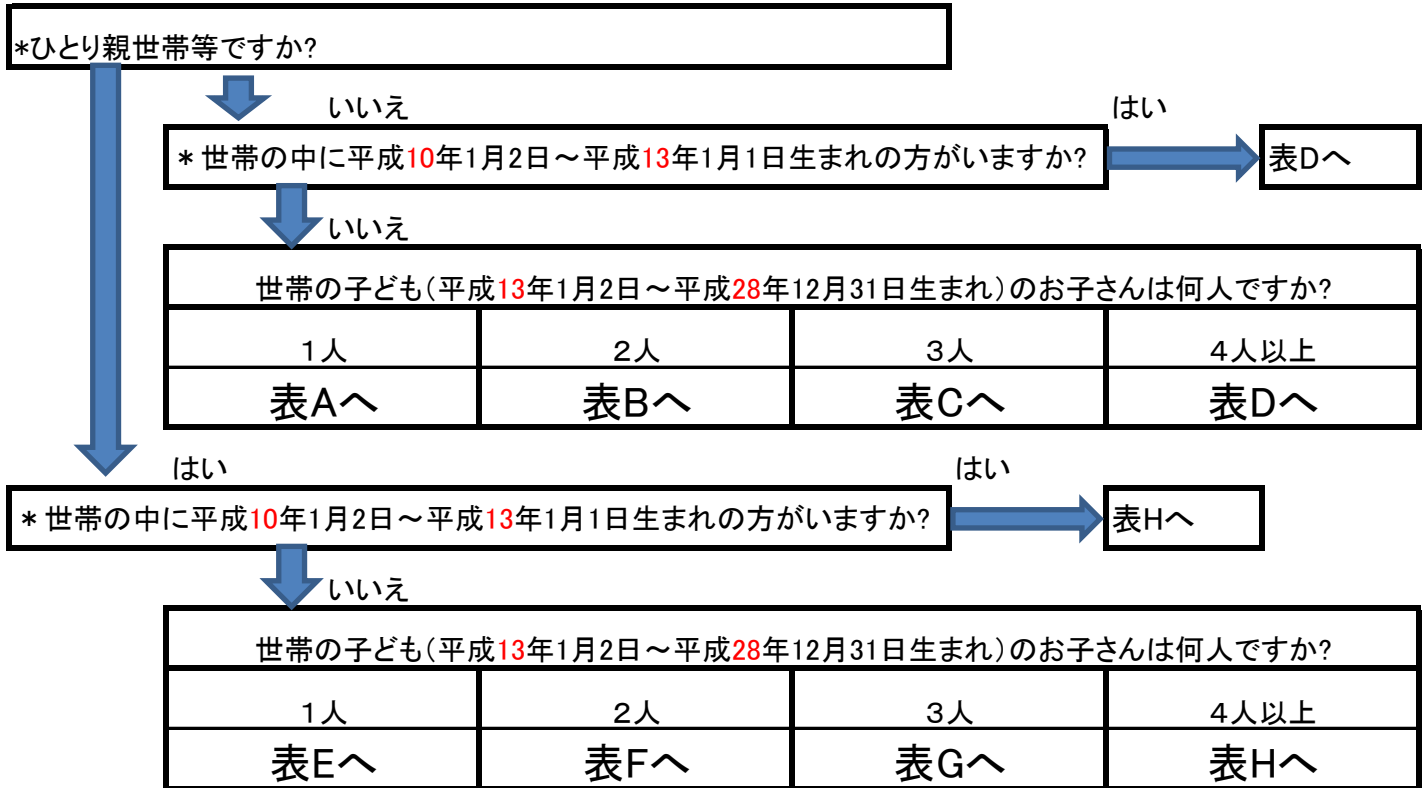


就園奨励費の補助金額表(平成29年度)

世帯の平成10年1月2日～平成28年12月31日生まれの子ども的人数に応じて、区分を判定する町民税の所得割額が変わるため、ご覧いただく表が異なりますので、ご注意ください。

区分が①から④の場合は第何子かを数えるときの年齢制限が撤廃されました。(ただし生計を同じくする者に限ります。) ⑤・⑥の場合は従来どおり小学3年生以下の兄弟のみを数えます。



表A	世帯の子どもが園児1人の場合	就園奨励費 限度額(円)
①	生活保護世帯	308,000
②	平成29年度町民税非課税世帯	272,000
③	平成29年度町民税所得割非課税世帯	272,000
④	町民税所得割課税額が右の区分となる世帯	55,800円以下
⑤		191,400円以下
⑥		191,400円超
		対象になりません

表B		小学校1～3年生の兄弟がいない世帯			小学校1～3年生の兄弟がいる世帯	
		1人就園の場合及び2人就園しているうちの年長者(第1子)	2人就園しているうちの次子(第2子)	1人就園の園児(第2子)		
世帯の子ども(平成13年1月2日～平成28年12月31日生まれ)が2人の場合		就園奨励費限度額(円)				
①	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000		
②	平成29年度町民税非課税世帯	272,000	308,000	308,000		
③	平成29年度町民税所得割非課税世帯	272,000	308,000	308,000		
④	町民税所得割課税額が右の区分となる世帯	77,100円以下	139,200	223,000	223,000	
⑤		211,200円以下	62,200	185,000	185,000	
⑥		211,200円超	対象になりません	154,000	154,000	

表C		小学校1～3年生の兄弟がいない世帯			小学校1～3年生の兄弟がいる世帯		
		1人就園の場合及び2人以上就園しているうちの年長者(第1子)	2人以上就園しているうちの次子(第2子)	3人就園している場合の左記以外の園児(第3子)	1人就園の場合及び2人就園しているうちの年長者(第2子)	2人就園している場合の左記以外の園児または小学校1～3年生の兄弟が2人いる園児(第3子)	
世帯の子ども(平成13年1月2日～平成28年12月31日生まれ)が3人の場合		就園奨励費限度額(円)					
①	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000	
②	平成29年度町民税非課税世帯	272,000	308,000	308,000	308,000	308,000	
③	平成29年度町民税所得割非課税世帯	272,000	308,000	308,000	308,000	308,000	
④	町民税所得割課税額が右の区分となる世帯	98,400円以下	139,200	223,000	308,000	223,000	308,000
⑤		231,000円以下	62,200	185,000	308,000	185,000	308,000
⑥		231,000円超	対象になりません	154,000	308,000	154,000	308,000

表D		小学校1～3年生の兄弟がいない世帯			小学校1～3年生の兄弟がいる世帯		
		1人就園の場合及び2人以上就園しているうちの年長者(第1子)	2人以上就園しているうちの次子(第2子)	3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)	1人就園の場合及び2人以上就園しているうちの年長者(第2子)	2人就園している場合の左記以外の園児または小学校1～3年生の兄弟が2人いる園児(第3子)	
4～6区分は、ア・イの人数及び下記の算定式により世帯の子どもの人数に応じた基準額で判定します。 ア 平成13年1月2日～平成27年12月31日生まれの子どもの人数 イ 平成10年1月2日～平成13年1月1日生まれの子どもの人数		就園奨励費限度額(円)					
①	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000	
②	平成29年度町民税非課税世帯	272,000	308,000	308,000	308,000	308,000	
③	平成29年度町民税所得割非課税世帯	272,000	308,000	308,000	308,000	308,000	
④	町民税所得割課税額が右の区分となる世帯	34,500円+21,300円×ア+11,100円×イ 以下	139,200	223,000	308,000	223,000	308,000
⑤		171,600円+19,800円×ア+7,200円×イ 以下	62,200	185,000	308,000	185,000	308,000
⑥		上記区分以外	対象になりません	154,000	308,000	154,000	308,000

表E		世帯の子どもが園児1人の場合	就園奨励費限度額(円)
①	生活保護世帯		308,000
②	平成29年度町民税非課税世帯		308,000
③	平成29年度町民税所得割非課税世帯		308,000
④	町民税所得割課税額が右の区分となる世帯	55,800円以下	272,000
⑤		191,400円以下	62,200
⑥		191,400円超	対象になりません

表F		小学校1～3年生の兄弟がいない世帯		小学校1～3年生の兄弟がいる世帯
		1人就園の場合及び2人就園しているうちの年長者(第1子)	2人就園しているうちの次子(第2子)	1人就園の園児(第2子)
世帯の子ども(平成13年1月2日～平成28年12月31日生まれ)が2人の場合		就園奨励費限度額(円)		
①	生活保護世帯		308,000	308,000
②	平成29年度町民税非課税世帯		308,000	308,000
③	平成29年度町民税所得割非課税世帯		308,000	308,000
④	町民税所得割課税額が右の区分となる世帯	77,100円以下	272,000	308,000
⑤		211,200円以下	62,200	185,000
⑥		211,200円超	対象になりません	154,000

表G		小学校1～3年生の兄姉がいない世帯			小学校1～3年生の兄姉がいる世帯	
		1人就園の場合及び2人以上就園しているうちの年長者(第1子)	2人以上就園しているうちの次年者(第2子)	3人就園している場合の左記以外の園児(第3子)	1人就園の場合及び2人就園しているうちの年長者(第2子)	2人就園している場合の左記以外の園児または小学校1～3年生の兄姉が2人いる園児(第3子)
世帯の子ども(平成13年1月2日～平成28年12月31日生まれ)が3人の場合		就園奨励費限度額(円)				
①	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
②	平成29年度町民税非課税世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
③	平成29年度町民税所得割非課税世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
④	町民税所得割課税額が右の区分となる世帯	98,400円以下	272,000	308,000	308,000	308,000
⑤		231,000円以下	62,200	185,000	308,000	185,000
⑥		231,000円超	対象になりません	154,000	308,000	154,000

表H		小学校1～3年生の兄姉がいない世帯			小学校1～3年生の兄姉がいる世帯	
		1人就園の場合及び2人以上就園しているうちの年長者(第1子)	2人以上就園しているうちの次年者(第2子)	3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)	1人就園の場合及び2人以上就園しているうちの年長者(第2子)	2人就園している場合の左記以外の園児または小学校1～3年生の兄姉が2人いる園児(第3子)
4～6区分は、ア・イの人数及び下記の算定式により世帯の子どもの人数に応じた基準額で判定します。		就園奨励費限度額(円)				
ア 平成13年1月2日～平成28年12月31日生まれの子どもの人数						
イ 平成10年1月2日～平成13年1月1日生まれの子どもの人数						
①	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
②	平成29年度町民税非課税世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
③	平成29年度町民税所得割非課税世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
④	町民税所得割課税額が右の区分となる世帯	$34,500円 + 21,300円 \times \text{ア} + 11,100円 \times \text{イ}$ 以下	272,000	308,000	308,000	308,000
⑤		$171,600円 + 19,800円 \times \text{ア} + 7,200円 \times \text{イ}$ 以下	62,200	185,000	308,000	185,000
⑥		上記区分以外	対象になりません	154,000	308,000	154,000

- (注)① 世帯で2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の扶養義務者(家計の主となる方)の所得割課税額を合算します。所得割課税額については、住宅借入金等特別控除前の所得割課税額とします。
- ② 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助は、次の算式により減額します。
- 【入園料がかかる幼児】表の補助金限度額×(保育料の支払月数+3)÷15(百円未満四捨五入)
- 【入園料がかからない幼児】表の補助金限度額×(保育料の支払月数)÷12(百円未満四捨五入)
- ③ 実際の保育料等が補助限度額を下回る場合は、保育料等を限度として支給します。

(お問い合わせ先)

補助の方法などについて
添付書類の確認について

通園している幼稚園
海田町役場こども課(082-823-9227)